

札幌市アイヌ文化交流センター観覧料減免取扱要領

平成 15 年 12 月 20 日市民局長決裁
最近改正 令和 7 年 3 月 26 日市民文化局長決裁

（目的）

第 1 条 この要領は、札幌市アイヌ文化交流センター条例（平成 15 年条例第 7 号。以下「条例」という。）第 4 条第 3 項及び札幌市アイヌ文化交流センター条例施行規則（平成 15 年規則第 56 号。以下「規則」という。）第 6 条の規定に基づき、札幌市アイヌ文化交流センター（以下「センター」という。）の観覧料の減免の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（観覧料の減免）

第 2 条 条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、センターの展示室の観覧料を減免することができる場合は、別表に定めるとおりとする。

（減免申請手続き等）

- 第 3 条 観覧料の減免を受けようとする者は、原則観覧日の 1 週間前までに規則第 6 条第 1 項に基づき札幌市アイヌ文化交流センター展示室観覧料減額（免除）申請書（以下「減免申請書」という。）を提出しなければならない。
- 2 別表の確認方法において減免申請書の提出を要しないときは、前項の減免申請書の提出は省略することができる。
- 3 別表の 16 以外は、規則第 6 条第 2 項に定める札幌市アイヌ文化交流センター展示室観覧料減額（免除）決定通知書の交付を省略することができる。

附則

この要領は、平成 15 年 12 月 20 日から施行する

附則

この要領は、平成 20 年 9 月 3 日から施行する

附則

この要領は、平成 30 年 5 月 24 日から施行する

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

番号	減免対象者	観覧目的	減免割合	確認方法
1	アイヌ文化の振興等を図る活動を行う団体又は個人	アイヌ文化の振興等を図るため	全額	団体の場合は団体の設立趣意書又はこれに準ずる書類 個人の場合は活動を証する資料の提示
2	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、及び特別支援学校の高等部その他これに準ずる学校等の生徒、並びに大学の学生	所属する教育機関等の教育課程上の目的を達成するため	全額	観覧目的のわかる資料の提示、及び生徒手帳又は在学していることが証明できる書類の提示、若しくは学校代表者による減免申請書の提出。
	上記の者を引率する教員その他これに準ずる者			学校代表者による減免申請書の提出。
3	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の中学部、義務教育学校、特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部及びこれに準ずる機関（フリースクール等）の児童生徒が当該機関の教育課程上の目的で観覧する場合に引率する教員その他これに準ずる者		全額	学校代表者による減免申請書の提出。
4	出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項 2 号の基準を定める省令に規定する法務大臣が告示をもって定める日本語教育機関に通う外国人留学生	観覧目的は問わない	全額	学生証及び在留カードの提示。
5	児童福祉法の規定による児童相談所から児童の養育を委託された里親、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、障害児通所支援事業、児童福祉施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉サービス事業（居宅介護、重度		全額	施設代表者による減免申請書の提出。 施設を利用していることが分かる証明書（障害福祉サービス受給者証、障害児通所支援受給者証、3 カ月以内に施設代表者から発行された利用証明書）の提示。 児童相談所から児童の養育を委託されてい

番号	減免対象者	観覧目的	減免割合	確認方法
	訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を除く）を運営する施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、精神障害者社会復帰施設、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく社会福祉施設の利用者			ることがわかる証明書（措置決定通知書、受診券、委託証明書等）の提示。
	上記施設利用者の引率者（札幌市青少年育成委員含む）及び介護者（上記施設利用者 1 人につき 1 人まで。以下、介護者は同様とする。）		全額	施設代表者による減免申請書の提出。 利用者の引率者・介護者である旨の申し出。 引率者・介護者は利用者につき原則 1 人だが、障がいが重度などの理由があれば 2 人まで認める。
6	生活保護法の規定により生活保護を受けている者		全額	減免を受けようとする者の氏名が確認できる生活保護受給証明書、保護決定通知書の提示（発行から 3 カ月を有効期間とする）。
	生活保護法に基づく保護施設に入所、通所している者		全額	施設代表者による減免申請書の提出。 施設代表者が発行した入所・通所証明書の提示（発行から 3 カ月を有効期間とする）。
7	戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者手帳、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく被爆者健康手帳、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳、厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」に基づく療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持する者		全額	左に明記されている各種手帳の提示。 障害者手帳アプリ「ミライロ ID」による障害者手帳・療育手帳情報の提示。
	上記手帳所持者の介護者		全額	手帳所持者の介護者である旨の申し出。

番号	減免対象者	観覧目的	減免割合	確認方法
				手帳所持者につき原則 1 人だが、障がい が重度などの理由があれば 2 人まで認める。
8	旅行会社及び観光バス会社の運転手、添乗員		全額	観光ツアー、修学旅行などの団体旅行に同 行している場合は減免を認める。
9	上記 1 から 8 に掲げる者を除く 65 歳以上の者		全額	免許証やパスポートなどの官公署発行の身 分証明書の提示。 ただし、その他書類の提示により氏名・生 年月日が確認できる場合は減免を認めるも のとする。
10	札幌市アイヌ文化交流センター展示室観覧無料券 等の札幌市が発行又は他団体が発行し本市が認定 した観覧料減免を証するものを提示した者		観覧無料券等 に記載の減免 額	観覧無料券等の提示
11	北海道みんなの日条例（平成 29 年北海道条例第 39 号）に規定する北海道みんなの日に利用する者		全額	確認不要
12	利用を予定している団体の代表者（原則 1 名、利用 者数が 10 名以上の場合は最大 5 名までの必要と認 められる人数）	団体利用について事前に届 け出ており、団体構成員を安 全かつ円滑に案内するため の下見	全額	団体名の口頭申告と提出済の減免申請書と の照合
13	報道関係者	取材のため	全額	報道関係者であることの証明の提示。
14	国及び地方自治体の職員及び議員、並びにアイヌ関 連施設の職員	職務上必要な展示物や展示 室内の確認のため	全額	視察受入依頼文又はこれに準ずる意思表示
15	国の実施事業及び地方自治体の実施事業に共催等 で関係する団体、若しくは国の契約業務及び地方自 治体の契約業務の受託者	受託業務上利用する展示室 の下見や業務上必要な引率 のため	全額	展示室を利用する国又は地方自治体の実施 事業の趣旨説明書、又は減免申請書

番号	減免対象者	観覧目的	減免割合	確認方法
16	その他市長が特に認める者	市長が特に認める観覧目的	都度定める	都度定める。